

ひとり親家庭等ホームヘルプサービス 利用案内



ひとり親家庭等の自立支援を目的としたサービスです。日常生活において 家事または育児等に困っている家庭に一定期間ホームヘルパーを派遣します。

◆ 利用できる方

- ・区内在住のひとり親家庭等
- ・ 1 歳~小学 3 年生までのお子さんを扶養している方
- ・就労や疾病等の理由があり、家事援助等を必要とする方

◆ 必要書類と今後の流れ

申請



- 世帯全員の住民票
- 最新の住民税(非)課税証明書
- 住民票謄本
- ・利用が必要な事情を説明する書類 (就労証明、診断書、生活保護受給者証明書等)

登録

申請書類を審査し、事業所が見つかった時点で登録となります。後日登録の可否をお知らせします。

◆ 利用料

【時間内】午前8時~午後5時

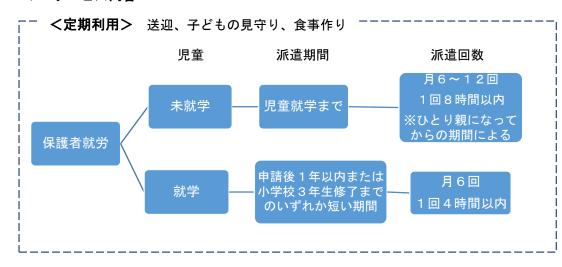
【時間外】午前7時~8時、午後6時~9時、土日祝日、年末年始

税額等による階層区分		1時間当たりの負担額	
		時間内	時間外
生活保護受給者		0円	0円
当該年度分の区市町村民税が非課税		0円	0円
または均等割りのみ課税の者			
当該年度分の 区市町村民税が 課税の者	~30,000円	300円	360円
	30,001~80,000円	400円	480円
	80,001~140,000円	500円	600円
	140,001~280,000円	600円	720円
	280, 001~500, 000円	900円	1,080円
	500,001 円~	1,300円	1, 560円

◆ 利用方法

- ・利用月の前月24日までに電話か FAX で社協に申込みをしてください。
- ・利用キャンセルや時間変更等は利用日の4日前までに社協へ連絡ください。 当日キャンセルは1時間分の自己負担が発生します。
- ・利用料は利用翌月送付する支払用紙にて郵便局からお支払いください。

▶ サービス内容



〈単発利用〉 送迎、子どもの見守り、食事作り、掃除、買物、洗濯 ※登録時に就労していない方が対象。派遣期間は定期利用同様。

年度5回以内 8時間以内 月6回 8時間以内 児童が一時的な疾病状態 児童の保護者が 保護者が一時的な疾病状態 冠婚葬祭に出席 日常の家事及び育児を行っている 同居の親族等が一時的な疾病状態

*対象外サービス

- 習い事への送迎やレクリエーションの外出
- ・保育園や学童保育が利用できる時間帯の利用
- ・保護者の代わりに学校行事に出席すること
- ・家屋の補修・大掃除など日常的でない業務
- 看護等専門知識や技術が必要な業務
- 感染する病気を患っている

* 家事援助について

- ・最大3時間程度としています。
- 防犯の観点から、ご家族が最低1名在宅している時間に限ります。

*保護者就労中で、かつ一時的な疾病をお持ちの場合

定期利用のサービス内容を優先します。児童就学により定期利用 が終了した後もサービスが必要な場合は派遣事由を切り替え、小 学校3年生まで単発で利用ができます。原則サービス内容はこれ までと同様です。

◆ お問合せ

(福) 葛飾区社会福祉協議会 福祉サービス課福祉サービス係 葛飾区堀切3-34-1 ウエルピアかつしか3階 **₹**5698-3216

